

こども家庭庁任期付職員の採用について

成育局保育政策課 課長補佐

1. 職務内容	こども家庭庁成育局保育政策課における課長補佐として、保育対策の総合企画及び他の連絡調整に関する業務。 (注) 上記の業務はあくまで一例であり、具体的に担当いただく個別の業務については、採用予定者の経歴・適正や、保育政策課が所掌している業務の進展状況を踏まえ、改めて決定します。
2. 求める人材	次の（1）～（3）の要件すべてに適合する者 (1) 学校教育法に規定する大学において、心理、教育、社会又は児童福祉分野のいずれかに関する学部・学科（専攻を含む。）を卒業した者 (2) 児童福祉施設等における実務経験を4年以上有する者 (3) 調査・研究機関、企業、行政等において上記の経験年数を含めて 14年以上の職歴を有する者
3. 応募資格	（1）上記「求める人材」に記載された要件を満たす者 (2) 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 (3) 日本国籍を有する者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 <ul style="list-style-type: none">・日本国籍を有しない者・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者・一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
4. 採用予定人数	1名
5. 採用予定期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日まで (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
6. 勤務地	こども家庭庁本庁（東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング）
7. 採用形態・給与等	（1）採用形態 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用を予定しています。

	<p>(2) 採用予定官職 内閣府事務官（成育局保育政策課課長補佐（予定））</p> <p>(3) 紹介 紹介については、任期付職員法又は一般職の職員の紹介に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。</p>
8. 勤務時間・休暇等	<p>(1) 勤務時間・休暇等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、休日を除く。） ・休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。
9. 選考方法	<p>一次選考：書類審査、二次選考：面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等を1週間以内にご連絡いたします。</p>
10. 応募要領	<p>(1) 応募方法</p> <p>下記提出書類を担当あて郵送（応募締切日必着）してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。責任を持って破棄いたします。）</p> <p>(2) 提出書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①（様式）履歴書 ※カラー写真貼付、メールアドレス記載 ②志望理由をまとめたもの（A4横書） ③これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書） (注)専門知識、経験に関する資料、資格に関する証明書類があれば、写しをご提出ください。 <p>(3) 提出先</p> <p>〒100-6003 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング21階 こども家庭庁成育局保育政策課総務係</p> <p>※封筒に「任期付職員（成育局保育政策課課長補佐）応募」と必ず記載の上提出してください。</p> <p>(4) 応募受付期間</p> <p><u>令和8年2月6日（金）必着</u></p>

11. 問い合わせ先	こども家庭庁成育局保育政策課総務係 電話：03-6859-0031
12. 備考	<ol style="list-style-type: none">現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります。(休職は不可)採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。